

特別売却物件の買受申出保証金について

函館地方裁判所執行官室

TEL 0138-42-2158

保証金の納付にあたっては、現金を持参する又は裁判所が相当と認める有価証券を提出するほか、執行官室から交付を受けた振込用紙（振込依頼書）を使用して、振り込みにより納付することも可能です。

ただし、振り込みによる場合には、買受けの申出をする時点で、所定の金額が裁判所の預金口座に入金されたことが確認できなければ、有効な保証の提供があったものとは扱われません。

振り込みにより保証金を納付するにあたっては、次の事項にご注意ください。

[注 意 事 項]

- 1 買受けの申出の際には、所定の金額を振り込んだ際に各金融機関から交付される「保管金受入手続添付書」を執行官に提出しなければなりません。
- 2 各金融機関で所定の金額を振り込んでから裁判所の預金口座に入金されるまでには一定の時間を要しますので、振込を依頼する際には、できるだけ「至急扱い」を申し出るなど十分に余裕をもって振込み手続を行い、金融機関の窓口で入金処理がいつ頃になるかを確認してください。特に、午後から振り込む場合には、翌日扱いとなる場合がありますので注意が必要です。
- 3 特別売却は先着順により買受申出人を定める売却方法ですので、振り込みが遅くなり、買受けの申出をする際に入金確認ができないおそれがある場合には、振り込みは避け、現金で納付することが確実です。
- 4 買受けの申出を予定していた物件につき、買受申出人と定められなかった場合（先に買受けの申出がされていた場合や買受希望者の競合のため抽選により買受申出人とならなかった場合）の保証金の返還にあたっては、組戻しという方法によるため、振込金返還請求書等を振込みを行った金融機関と当裁判所（会計課保管金係）に提出しなければ保証金を返還できません。また、この組戻しには、1000円程度の費用が必要となります。